

答申第 252 号

平成 17 年 3 月 28 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 13 日付けで諮問された訴訟代理人選任伺い一部非公開の件(諮問第 179 号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

法律顧問以外の弁護士に対して訴訟委任している事件の訴訟代理人選任の起案文書の非公開部分は、別表に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成13年2月21日付けで、法律顧問以外の弁護士に対して訴訟委任している事件の訴訟代理人選任の起案文書（以下「本件請求文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 知事は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号並びに第6条に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 個人情報に記載されている行政文書であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務がある。

ウ 条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきである。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（法務文書課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」

という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
平成 10 年 4 月 30 日 付け起案文書(以下「 4 月文書」とい う。)	控訴人の住所・氏名、事件名、事件番号、県職員の氏名・ 職名・所属名・職員番号、弁護士の健康状態等、裁判所 の名称・所在地・電話番号・最寄駅、法廷名、裁判所書 記官名、当該事件が係属する民事部を特定する部分、請 求の趣旨等の内容、第 1 回口頭弁論期日、第 1 審判決言 渡日、事件概要、控訴状(写し)
2000 年 6 月 26 日付 け起案文書(以下「 6 月文書」とい う。)	原告の住所・氏名、事件番号、県職員の氏名・所属名、 弁護士の本籍・現住所、裁判所の名称、法廷名、当該事 件が係属する民事部を特定する部分、裁判所書記官名、 第 1 回口頭弁論期日、事件概要、訴状(写し)
2001 年 1 月 15 日付 け起案文書(以下「 1 月文書」とい う。)	控訴人の住所・氏名、事件番号、県職員の氏名・所属名、 事件発生場所、裁判所の名称・所在地・電話番号、当該 事件が係属する民事部を特定する部分、第 1 審判決言渡 日、事件概要(第 1 審の概要を含む。)、控訴状(写し)、 決定書(写し)

(2) 一部非公開部分について

ア 本件行政文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であって、条例
第 5 条第 1 号に該当するため非公開とした。

(ア)原告、控訴人及び申立人の住所及び氏名

(イ)弁護士の本籍、現住所、健康状態等

イ 本件行政文書のうち、次の情報は、公開すると、これらの情報をもと
に裁判所に照会することによって、原告及び控訴人が明らかとなり、特
定の個人が識別され得ることから、条例第 5 条第 1 号に該当するため非
公開とした。

(ア)裁判所の名称、所在地、電話番号及び最寄駅

(イ)事件名

(ウ)事件番号

(エ)事件発生場所

(オ)法廷名

(カ)裁判所書記官名

(キ)第 1 回口頭弁論期日

(ク)第 1 審判決言渡日

(ケ)請求の趣旨等の内容

(コ)当該事件が係属する民事部を特定する部分

ウ 本件行政文書のうち、県職員の氏名、職名、所属名及び職員番号は、

これらの情報をもとに職員録を閲覧すること等により事件に關与している県の機関が明らかになる。県の機関が明らかになると事件を特定することができ、その結果、原告及び控訴人が識別され得ることから、これらの情報は、条例第5条第1号に該当するため非公開とした。

エ 本件行政文書のうち、訴状及び控訴状（写し）は、個人の思想や人格と密接に關係し、それ自体が個人の思想を表しており、訴状及び控訴状全体が個人の情報ととらえることができることから、条例第5条第1号に該当するため非公開とした。

オ 本件行政文書のうち、事件概要は、訴状の内容をまとめたものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であることから、条例第5条第1号に該当するため非公開とした。また、事件概要には、県側の反論及び原告に対する評価が記載されており、公開することにより、現在係属中の訴訟における県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第5条第4号に該当するため非公開とした。

カ 本件行政文書のうち、決定書は、非公開とすべき申立人の住所及び氏名と、それ以外の決定や主文等の部分とを、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できないことから、条例第6条第1項に該当せず、すべて非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められる場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 本件行政文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

a 県職員の氏名、所属名、職名及び職員番号

b 原告、控訴人及び申立人の住所、氏名、続柄等

c 4 月文書のうち、弁護士の健康状態等

d 6 月文書のうち、弁護士の本籍及び現住所

(エ) 民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であることから、当該事件を特定又は推測できる情報を公開すると、当該事件に係る訴

訟記録を閲覧することができ、その結果、当該事件の訴訟提起者である特定の個人が識別され得ることが認められる。したがって、本件行政文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 事件番号及び申立事件番号
- b 第1審判決言渡日
- c 訴訟及び控訴の提起の理由が記載された部分又は推測される部分

d 4月文書のうち、次の情報

(a) 事件名

(b) 事件概要の「事案の概要及び審理経過」欄に記載された情報

(c) 控訴状(写し)のうち、訴訟物の価格及び貼用印紙額

e 1月文書のうち、次の部分

(a) 事件発生場所及び事件発生場所が推測され得る情報

(b) 事件概要の「請求の趣旨」欄及び「請求の原因」欄に記載された情報

(オ) 6月文書のうち、次の情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

a 事件概要

b 訴状(写し)のうち、次の情報を除く部分

(a) 原告に関する表示のうち、送達場所及び原告訴訟代理人の情報

(b) 被告に関する表示のうち、送達場所を除く部分

(c) 訴訟提起年月日

(d) 訴状提出先の裁判所に関する表示

(カ) 実施機関は、本件行政文書のうち、次の情報について、これらの情報をもとに裁判所に照会することによって、原告、控訴人又は申立人

が明らかとなり、特定の個人が識別され得ると説明する。しかし、現時点においては、これらの情報をもとに裁判所に照会したとしても、裁判所は事件を特定し得ず、当該事件の原告、控訴人又は申立人が明らかになるとは認められない。したがって、次の情報は、特定の個人が識別され得るとまでは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

- a 裁判所の名称、所在地、電話番号及び最寄駅
- b 法廷名
- c 当該事件が係属する民事部を特定する部分
- d 裁判所書記官名
- e 第1回口頭弁論期日
- f 4月文書のうち、訴訟代理人の選任等に係る依頼文に記載された請求の趣旨等の内容

(キ) 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報公開も広く行われるべきと主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したもので義務ではなく、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、条例違反とはいえない。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、同号は、本文で個人情報は明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることからすると、ただし書に該当しない限り、非公開となることは明らかであるので、以下、ただし書該当性について検討する。

- (イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書エに該当しないと判断する。
- (ウ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について
- a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」については公開することを規定している。
 - b 民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第92条第1項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であるが、閲覧するためには事件を特定する必要がある。本件行政文書は、事件が特定される情報を非公開としているため、本件行政文書に係る訴訟記録を特定することはできず、閲覧することができない。したがって、本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。
- (エ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。
 - b 県職員の氏名については、職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。
 - c 弁護士の住所については、弁護士名鑑に掲載されている事実が認められるが、当審査会が確認したところ、6月文書に記載された弁護士の現住所は、弁護士名鑑に掲載された住所とは異なることが認められる。弁護士名鑑に掲載されている弁護士の住所については、慣行として公にされている情報であると認められるが、6月文書に記載された弁護士の現住所については、弁護士名鑑に掲載されている弁護士の住所とは異なるため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

d 本件行政文書に記載されているその余の情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

b 県職員の所属名及び職名については、訴訟関係事務を担当する職員としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

c 職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。

したがって、職員番号は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

d 本件行政文書に記載されているその余の情報については、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(カ) 原告及び控訴人の識別につながるただし書該当情報について

a 県職員の氏名については、前記(エ) bで判断したとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当するが、当該情報は、それ以外の部分の情報と照合することにより事件を特定することができ、その結果、原告及び控訴人が識別され得ることとなる情報であると認められる。したがって、県職員の氏名は、原告及び控訴人が識別され得る情報であるため、公開することはできないものと判断する。

b 県職員の所属名及び職名については、前記(オ) bで判断したとおり、条例第5条第1号ただし書ウに該当するが、当該情報は、それ以外の部分の情報と照合することにより事件を特定することが

でき、その結果、原告及び控訴人が識別され得ることとなる情報であると認められる。したがって、県職員の所属名及び職名は、原告及び控訴人が識別され得る情報であるため、公開することはできないものと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、6月文書のうちの事件概要について、県側の反論及び原告に対する評価が記載されており、公開することにより現在係属中の訴訟における県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると説明するが、当審査会が調査したところ、6月文書に係る訴訟については既に終結していることが認められる。したがって、6月文書のうちの事件概要は、現在係属中の訴訟における県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第4号には該当しないと判断する。

(4) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(2)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮すると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の可否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	非 公 開 部 分
4 月文書	(1)控訴人の住所及び氏名 (2)事件名 (3)事件番号 (4)第 1 審判決言渡日 (5)弁護士健康状態等 (6)県職員の氏名、所属名、職名及び職員番号 (7)訴訟及び控訴の提起の理由が記載された部分又は推測される部分 (8)事件概要の「事案の概要及び審理経過」欄に記載された情報 (9)控訴状(写し)のうち、訴訟物の価格及び貼用印紙額
6 月文書	(1)原告の住所及び氏名 (2)事件番号 (3)県職員の氏名及び所属名 (4)弁護士の本籍及び現住所 (5)事件概要 (6)訴状(写し)のうち、次の情報を除く部分 ア 原告に関する表示のうち、送達場所及び原告訴訟代理人の情報 イ 被告に関する表示のうち、送達場所を除く部分 ウ 訴訟提起年月日 エ 訴状提出先の裁判所に関する表示
1 月文書	(1)控訴人(原告)の住所、氏名、続柄等 (2)事件番号及び申立事件番号 (3)第 1 審判決言渡日 (4)県職員の氏名及び所属名 (5)事件発生場所及び事件発生場所が推測され得る情報 (6)事件概要の「請求の趣旨」欄及び「請求の原因」欄に記載された情報

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 13 日	諮問
3 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 20 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 1 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 1 月 6 日 (第 42 回部会)	審議
2 月 7 日 (第 43 回部会)	審議
3 月 9 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年3月28日現在)(五十音順)